

5 高齢者福祉事業

(1) 生きがい活動支援事業

高齢者が年齢にとらわれることなく活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、地域の一員として互いを尊重し、支え合う地域づくりの推進に努めます。

◆ 老人クラブ活動の支援および加入促進に向けた取組強化

新しい活動を取り入れて活性化を図るとともに、リーダーの養成などを支援します。

◆ 敬老バス事業や運転免許証返納者に対する外出支援

高齢者の積極的な活動を支援するため「敬老バス事業」を実施し、あわせて運転免許証を返納した高齢者の移動手段の確保について検討します。

◆ 生きがい支援施設の適切な運営

老人福祉センター等で、高齢者同士が交流を深め、共に活動する機会の提供や介護予防の拠点としての事業等を行います。

(2) 生活支援事業

生活支援事業では、高齢者の在宅維持・継続のために、主に介護保険で提供されないサービスを実施します。

◆ ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯のための生活支援

緊急時に迅速・的確に対応するための「緊急通報システム事業」や、閉じこもりがちな高齢者を対象に、各地域で介護予防の講話や実技などと合わせて会食を行う「ふれあい会食事業」等に取り組んでいきます。

◆ 介護等を担う家族のための支援

在宅生活の継続と自立を支援するための「生活支援ショートステイ事業」や、認知症高齢者の権利を守るための成年後見制度の利用促進に取り組んでいきます。

(3) 施設福祉サービス事業

環境上の理由や経済的な理由などで、在宅での生活が困難な高齢者等の住まいの受け皿として、自立している方が入所可能な福祉施設の安定的な運営を継続して支援していきます。

また、養護老人ホームでは、入所者支援のため、施設入所後、同じ施設で継続して生活し介護保険サービスを受けることのできる「特定枠」を拡大するとともに、施設の老朽化に伴う改築等による個室化やバリアフリー化に対応した施設の整備に努めます。

(4) 高齢者の就業支援

高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かして活躍し続けることのできる環境を、関係機関と連携して整えていきます。

◆ 宮崎市シルバー人材センターの運営支援

高齢者の希望に応じた就業機会の提供や就業分野の開拓の取組みを支援します。

◆ 元気で働く意欲のある高齢者の就業支援

家事援助スタッフとして養成するため、養成講座を開催します。また、講座を終了した家事援助スタッフが就業できるよう関係機関等と連携し支援を行っていきます。

【概要版】

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

宮崎市民長寿支援プラン

第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

1 宮崎市民長寿支援プランについて

宮崎市民長寿支援プランは、老人福祉法に定められた老人福祉計画と、介護保険法に定められた介護保険事業計画を一体的に策定しています。計画期間は3年を一期とし、今期計画は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度に取り組む内容を掲載しています。

前期計画に引き続き、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37(2025)年までに、**高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、「地域包括ケアシステム」の構築を目指す**中長期的な政策プランとして策定しています。

2 基本理念、政策目標

基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちの構築

政策目標

地域包括ケアシステムの推進による

「介護サービスの充実」と「自立支援の推進」を目指して

本市では、総人口が減少する中、高齢者(65歳以上)数は平成57(2045)年まで増加が続くことが見込まれています。単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者も増加するなど、高齢者への支援が一層求められています。また、今後、医療病床の削減が進められ、在宅生活者への医療や介護サービスの需要が増加することが見込まれています。

そこで、今期計画では、上記の通り基本理念及び政策目標を掲げ、その実現に向けては、「**在宅介護の継続**」を重視することとし、**在宅生活の継続につながる在宅サービスの充実や、介護を行うご家族等を支援する事業等に積極的に取り組んでいきます。**特に、重度者に比べて身体機能の回復の可能性の高い要支援や要介護1の軽度者への、**自立支援や重度化防止の取組みを推進**していきます。

お問い合わせ先：宮崎市福祉部 長寿支援課(21-1773)・介護保険課(21-1777)

3 重点課題

「基本理念」及び「政策目標」を実現するために、本市では7つの分野を包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。推進にあたり、重点的に取り組む4つの課題を設定し、計画期間中において特に留意して取り組んでいきます。

<p>1 自立した生活を継続するための「介護予防」「重度化防止」による自立支援の推進</p> <p>「自立支援型地域ケア会議」の開催を推進し、医療や介護に係る多職種により、高齢者の自立や生活の質の向上に向けたサービス提供等を検討します。</p>	<p>3 高齢者の生活を支えるための地域自治区ごとのサービス体制の整備</p> <p>医療や介護のサービスを切れ目なく提供できるように、必要なサービス事業所の整備や人材確保等を推進します。</p>
<p>2 介護保険制度(総合事業含む)を将来にわたって継続するための「給付の適正化」の推進</p> <p>介護を必要とする高齢者等を適切に認定し、真に必要な介護サービスを適切に提供していくことで、介護給付の適正化を図ります。</p>	<p>4 地域でいきいきと活動的に暮らすための生きがいの推進</p> <p>高齢者が主体的に活動し自立した生活をするために、人とのつながりを広げ、地域での役割を実感できる取組を推進します。</p>

4 介護保険事業

(1) 在宅生活を支援するための介護サービスの整備

在宅生活の継続につながる介護サービスの充実を図るため、国の補助金を活用した公募を実施するなど、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の地域密着型サービスの整備を推進します。

◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間体制の定期的な巡回訪問、通報に伴う随時訪問により、日常生活の支援を行います。

◆ (看護)小規模多機能型居宅介護

利用者の身体状況等に応じて、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを組合わせて提供します。

また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症対応の入居施設である「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」についても整備を進めていきます。

(2) 地域支援事業等の充実(在宅生活を支援する事業等)

多様化する介護需要への対応に加え、自立支援・重度化防止に向けて柔軟にサービス提供を行うように、地域支援事業や市町村特別給付、保健福祉事業において、在宅生活を支援するためのメニューの充実を図ります。

新たに取り組む事業(主なもの)

◆ 栄養指導・食事支援訪問サービス

基本チェックリスト等のデータから栄養状態の改善が求められる高齢者について、管理栄養士が自宅等を訪問し、栄養指導や食事指導を行います。

◆ 介護予防ヘルプサービス費用助成事業

加齢や退院後の在宅生活に復帰することに伴って生じる心身の機能低下に起因して、家事等を行うことが困難な高齢者に、短期集中的に必要な支援を行います。

◆ 訪問型家事援助サービス

本市が実施する「家事援助訪問スタッフ養成講習」を修了した者による生活支援サービスで、掃除やゴミ捨てなど身体に触れないサービスを提供します。

◆ 通所型短期集中サービス

リハビリ専門職等が立案した短期プログラムを3~6か月の短期間に集中的に提供します。

◆ みんなでロコモ推進事業

ロコモティブシンドローム(ロコモ)を予防するトレーニングを実施する指導員を地域の自治公民館等に派遣し、ロコモに関する正しい知識の普及と介護予防を促進します。

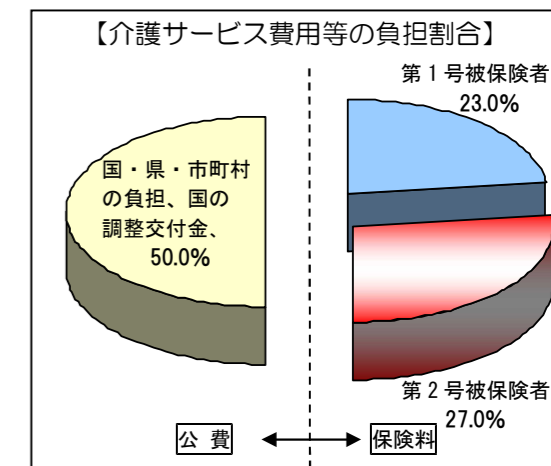
(4) 介護給付費の見込み

	2018年度	2019年度	2020年度
居宅サービス・介護予防サービス	14,410百万円	14,942百万円	15,240百万円
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	4,739百万円	5,268百万円	5,385百万円
居宅介護支援・介護予防支援	1,547百万円	1,569百万円	1,582百万円
介護保険施設サービス	7,681百万円	7,857百万円	7,966百万円
地域支援事業(総合事業、いきいき健幸体操等の予防事業等)	1,528百万円	1,551百万円	1,584百万円
市町村特別給付(緊急短期入所等)、保健福祉事業(配食事業等)	74百万円	88百万円	141百万円

(5) 介護保険料

① 介護保険料の負担割合

介護保険制度は、市町村を保険者として「高齢者の介護」を社会保険の仕組みにより支えるもので、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)は、費用の23%を負担することになります。残りについては、国、都道府県及び市町村の負担金、国の調整交付金、第2号被保険者(40~64歳)の保険料により賄う仕組みとなっています。ただし、市町村特別給付、保健福祉事業については、行政からの負担金等はありません。



② 第7期介護保険料の見込み

今後の介護保険サービスのサービス量や給付費の伸びに十分留意しながら、必要な費用を算定し、第7期の保険料基準額の設定を行いました。基準月額、下記のとおりです。また、保険料額は第1号被保険者の負担能力に応じたものとするため、基準額をもとに第1号被保険者を12段階に区分し、段階ごとに定額の保険料を設定しています。

<p>第6期(平成27(2015)年度 ~平成29(2017)年度) 保険料基準月額 5,480円</p>	➡	<p>第7期(平成30(2018)年度 ~平成32(2020)年度) 保険料基準月額 5,700円</p>
---	---	---